

社債権者への情報伝達及び意思結集を容易にするためのインフラ整備について（案）【タタキ台】

平成 24 年 2 月 27 日
社 債 懇 事 務 局

検討・確認事項	備 考
1. 基本的な考え方 (1) 米国における実務も参考に、社債権者による意思結集を容易にするため、社債権者への通知・連絡方法及び社債権者の意向確認の方法について整備・拡充を図る。 (2) 一般債振替制度の下、証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び口座管理機関等における必要なインフラ整備について検討を進める。 2. 機構・口座管理機関を通じた社債権者への通知・連絡 2-1 社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度） 現在、機構において、社債権者集会の開催・運営のための「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」が策定されている。また、社債のデフォルト事案等では、管財人等からの要請に基づき、機構の個別措置として、機構及び口座管理機関を通じて社債権者へ連絡・通知が行われている。 2-2 社債権者への通知・連絡方法の整備 社債権者へ円滑かつ確実に通知・連絡が行われるよう、社債発行者（支払代理人）若しくは社債管理者から機構への通知、口座管理機関から社債権者への通知の各段階において、次の項目について検討を行い、機構の業務規程の改正等必要な措置を講ずることとしてはどうか。	○ 合せて、第 2 部会においてレポーティングコベナントの整備を行う。 ○ 例えば M&A などのイベントリスクへの対応としても必要ではないか。 ○ 機構の兼業認可の検討は必要か。 ○ 整備対象は、公募社債とすることでよい。

検討・確認事項	備 考
<u>(1) 社債発行者（支払代理人）、社債管理者から機構への通知</u> ① 社債発行者（支払代理人）、社債管理者から機構への通知 ② 利用目的 イ．社債権者集会 ロ．社債契約に定める発行体の通知事項の連絡 ハ．その他 ③ 通知対象 ④ 通知方法、通知事項等 ⑤ その他 イ．法的対応の必要性 社債管理者は、一般債振替制度の参加者ではないため、社債管理者から機構への通知は、振替法等での法的な手当が必要となるのではないか。 ロ．費用負担 ハ．その他 <u>(2) 口座管理機関から社債権者への通知</u> ① 口座管理機関は、機構から通知があった場合には社債権者に通知を行う。 ② 通知対象（振替等により社債権者に変動があった場合の対応等） ③ 通知方法、通知事項等 ④ その他	○ コーポレートアクション等の情報についてはどうか。 ○ 社債権者集会以外に、例えば「社債権者への説明会」等の開催に利用できないか。

検討・確認事項	備 考
イ．法的対応の必要性 社債権者との関係について、証券会社の口座管理約款等において手当が必要となるのではないか。 ロ．役務提供の対価 ハ．その他	

以 上